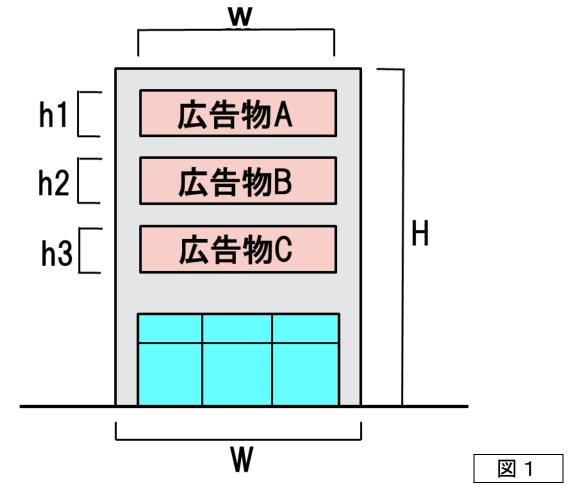
|Q1|:壁面広告物の高さの基準は各広告物ごとに検討すれば よいか?または、各広告物の合計で検討する必要があ るか?

|A 1|: 各広告物ごとに検討すればよい(図 1 参照)。

Q2:壁面広告物の表示面積の基準は各広告物ごとに検討すればよいか?または、各広告物の合計で検討する必要があるか?

|A 2|: 各広告物の合計で検討する必要がある(図 1 参照)。



## ※重点制限区域の場合

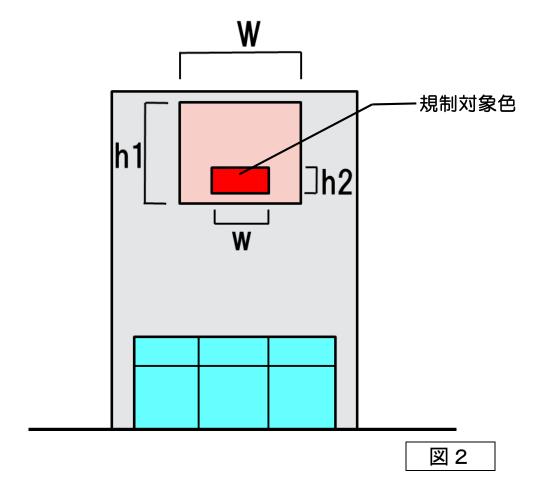
- ・壁面広告物の高さが建築物の高さの1/3以内h1<1/3H、h2<1/3H、h3<1/3H</li>
- ・壁面広告物の表示面積の合計が壁面の面積の1/5以内w×(h1+h2+h3)㎡≤1/5 (W×H)㎡

Q3:色彩基準の規制対象色はどのようなものか?

|A3|: 彩度で赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)が6を超えるもの、その他の色は4を超えるものが規制対象色となります。また、明度で3未満のものは規制対象色となります。

Q4:規制対象色の使用面積の基準は設置広告物に対する割合か?または広告物を設置する壁面に対しての割合か?

|A 4|:広告物に対する割合となります(図2参照)。



## ※寝屋川市駅周辺指定区域の場合

 規制対象色の使用面積は広告物の 30/100 以内 (w×h2) m<sup>2</sup>≤30/100 (W×h1) m<sup>2</sup>